

議案第 八五 号

職員の退職手当に關する條例（昭和三十一年三朝町
條例第八号）の一部を改正する條例を次のように定め
るものとする

昭和三十一年十二月二十六日提出

原案可決 三朝町長 坂出 雅

昭和三十一年十二月二十六日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉二

職員の退職手当に關する條例の一部

改正する條例

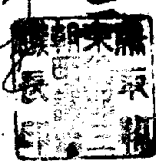
第二條第二項中「及び第七條第三項」を「第七條第

三項及び第十條第二項」に改める

第三條中給料（これに相當する給与を含む）とあるを

給料（本給、扶養給、及勤務地手当を含む）に改

める



第七條第六項中「第五條」を「第五條第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

只前項の規定は第五條第二項又は第十條の規定による退職年当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

第十條第一項中「退職した者」を「退職した職員に（以下失業保険金の日額という）の百八十日分に相当する金額（を）（以下「失業保険金の日額」という）」

に次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日数を乘じて得た額に改め、同項に第一号から第四号までとして次のように加える。

- 一 勤続期間六月以上十月未満の者 九十日
- 二 勤続期間十月以上五年未満の者 百八十日
- 三 勤続期間五年以上十年未満の者 二百十日

四 勤続期間十一年以上の者

二百七十日

第十條第三項中「失業保険金の日額の百八十日分を」失業保険金の日額に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額に改め同條第四項を同條第五項とし同條第三項の次に次の二項を加える

4 第二項又は前項の規定による退職年金の支給を受けることができる職員がその退職の日翌日から起算して一年内に再び職員となり新たに当該退職年金の支給を受けることができないこととなつた場合におけるその支給額及び支給に關して必要な事項は町長がこれを定める

第十一條第二項の次の後段を加える

この場合において、父母については、養父母を先にし、實父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の實父母を後にする

附 則

人 この條例は公布の日から施行し昭和三十一年九月一日から適用する但し第三條の規定は昭和三十一年一月一日より適用する

2. この條例の公布の日前の退職者で、その勤続期間が六月以上十月未満で退職した者の改正後の三朝町職員の退職年当に關する條例（以下「新條例」といふ）第二十條の規定による退職年当については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. この條例の施行後において新條例第二十條の規定を適用する場合の勤続期間が六月以上十月未満で退職した者でこの條例の公布の日前の当該勤続期間が六月以上であるものに支給する同條の規定による退職年当についてはなお従前の例による。

4. 昭和三十三年十月三十一日前に退職する職員に對する新條例第二十條第一項第四号の規定の適用については、同号中「二百七十日」とあるは「二百十日」とする。